

物価連動国債の会計処理を含む今後の対応

（参考）前回の専門委員会資料

現在の金融商品会計基準及び金融商品実務指針は、デリバティブ部分が時価評価される中で、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合には、区分処理又は時価評価を行うこととしており、リスクの埋伏を避けることが可能となる処理として、その役割を果たしてきたものとする。

一方、設定時には想定していなかった金融商品に対して、必ずしも当該会計処理（又はその適用）は適切ではないという意見も多い。このため、現在の金融商品会計基準の考え方を活かしつつ、その適用の仕方を工夫してはどうか。

「金融商品に係る会計基準」（平成 11 年 1 月 22 日）

第六 複合金融商品

1 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品の会計処理
（略）

2 その他の複合金融商品の会計処理

契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理する。

（複合金融商品を構成する複数種類の金融資産又は金融負債は、それぞれ独立して存在しうが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生する。このため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分せず一体として処理することとした。

ただし、通貨オプションが組み合わされた円建て借入金のように、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に、当該複合金融商品の評価差額が損益に反映されないときには、当該複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を区分して処理することが必要である。）（金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書 七 2）



「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正平成 17 年 2 月 15 日）	備 考
<p>組込デリバティブの区分処理</p> <p>188．複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処理する。なお、組込デリバティブの対象である現物の金融資産又は金融負債は、金融商品会計基準に従って処理する。</p> <p style="padding-left: 20px;">組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること</p> <p style="padding-left: 20px;">組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと</p>	<p>この項は、現状どおりでよいのではないかと。</p>

「金融商品会計に関する実務指針」(最終改正平成17年2月15日)	備考
当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと	
189. 第188項の要件又はを満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる。	同上
<p>組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶこと</p> <p>190. 第188項の組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶとは、利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少、又は金融負債の当初元本が増加若しくは当該金融負債の金利が債務者にとって契約当初の市場金利の2倍以上になる可能性があることをいう。金利が契約当初の市場金利の2倍以上になるとは、例えば、固定金利の場合、その当初金利の5%に対して実際の支払金利が10%以上となり、変動金利の場合、その当初計算式「LIBOR+0.5」に対して実際の支払金利が当初計算式に2を乗じたもの「(LIBOR+0.5)×2」を適用して計算される金額以上となる場合をいう。</p>	<p>【論点1】 現物の金融資産の「当初元本」が減少について</p> <p>【論点2】現物の金融負債に及ぶ場合について</p>
<p>組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例</p> <p>191. 次のような場合、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある。</p> <p>(1) 預金、債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約の中に、以下のデリバティブ(その経済的性格及びリスクが、組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にないもの)が組み込まれたもの</p> <p>元本又は金利が株式相場又は株価指数に連動するデリバティブ</p> <p>元本又は金利が現物商品相場又は現物商品指数に連動するデリバティブ</p> <p>元本又は金利が外国為替相場に連動するデリバティブ(ただし、逆デュアルカレンシー債等元本償還額が円建てで確定し、金利のみが為替相場に連動しかつマイナスとならないものは除く。)</p> <p>クレジット・デリバティブ又はウェザー・デリバティブ</p> <p>ただし、金融資産の受取利息の範囲で上記各デリバティブに係る買建オプションを購入する場合又は受取利息がマイナスとならないフロアが付いている場合の複合金融商品については、元本を毀損する可能性はない。</p> <p>(2) 他社株転換社債</p>	<p>【論点4】 クレジットリンク債/シンセティックCDOの取扱い</p>

審議資料（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

「金融商品会計に関する実務指針」(最終改正平成17年2月15日)	備考
<p>(3) <u>預金、債券、貸付金、借入金及びこれに類する契約の中に、金利に係るデリバティブ(金利に係るデリバティブの経済的性格及びリスクは、それが組み込まれた現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるため、通常そのリスクは現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はない。)</u>で、<u>フロアーが付いていないため受取利息がマイナスとなる可能性があるもの、当該金利が市場金利と著しく乖離するもの、又は、契約額若しくは想定元本が組込対象である預金等の元本を超える売建オプションであるもの等が組み込まれ、当該リスクが現物の金融資産又は金融負債の元本に及ぶ可能性があるもの</u></p> <p>(4) <u>重要な損失をもたらす行使価格の付いた期前償還権付債券、貸付金、借入金及びこれに類する契約</u></p>	<p>【論点3】 物価連動国債の取扱い</p>
<p>損益を調整する複合金融商品</p> <p>192. <u>デリバティブで得た収益を毎期の利払に含めず、後で一括して授受するスキーム又は複数年に1回しか利払がないスキーム等損益を調整する複合金融商品については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がない場合であっても、区分処理する。</u></p>	<p>この項は、現状どおりでよいのではないか。</p>
<p>区分処理した組込デリバティブの損益又は評価差額の表示</p> <p>193. <u>区分処理した組込デリバティブの損益又は評価差額は、組み込まれた金融資産又は金融負債から生じた損益とは区分して表示する。</u></p>	<p>同上</p>
<p>組込デリバティブを区別して測定することができない場合の会計処理</p> <p>194. <u>第188項により区分処理を行うべき複合金融商品について、当該複合商品の時価は測定できるが、組込デリバティブを合理的に区別して測定することができない場合には、当該複合金融商品全体を時価評価し評価差額を当期の損益に計上する。</u></p>	<p>同上</p>
<p>(結論の背景)</p> <p>組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶこと</p> <p>354. <u>組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶこととは、利付金融資産又は金融負債の場合、デリバティブを組み込むことによって、金融資産の場合には実際のキャッシュ・フローが組込デリバティブを除いた現物の金融資産のそれよりも減少するとき、また、金融負債の場合には実際のキャッシュ・フローが増加するときに、決済日に当初元本が減少又は増加していなくとも当該金融資産又は金融負債にリスクが及ぶという考え方がある。これに対して、本報告では、<u>決済日に金融資産の当初元本が減少又は金融負債の当初元本が増加(当該金利が2倍以上になる場合を含む。)</u>する場合にはじめて、<u>当該金融資産又は金融負債にリスクが及ぶものと解することとした。</u></u></p>	<p>【論点1】 現物の金融資産の「当初元本」が減少について</p> <p>【論点2】現物の金融負債に及ぶ場合について</p>

「金融商品会計に関する実務指針」（最終改正平成 17 年 2 月 15 日）	備 考
<p>組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある例</p> <p>355．利付金融資産又は金融負債である預金、債券、貸付金、借入金及びこれらに類する契約の金利又は元本に、金利に係るデリバティブ以外のデリバティブが組み込まれた場合、組込デリバティブの経済的性格及びリスクと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクとは緊密な関係にないため、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある。ただし、金利以外のデリバティブであっても元本が確保されるような性格のデリバティブ取引を組み込む場合には、リスクが及ぶ可能性はない。</p> <p>したがって、本報告では、組込デリバティブと現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクの緊密な関係の有無をもって組込デリバティブの区分処理を行う判断基準とはしなかった。むしろ、第 354 項に説明したとおり複合金融商品の契約内容が契約上の元本回収又は返済に影響を与えるか否かをもって区分処理の判断基準とした。<u>なお、当該判断基準は、契約内容に照らして、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性の有無を意味し、可能性の程度を評価するものではないことに留意する必要がある。</u></p>	<p>【論点 3】 物価連動国債の取扱い</p> <p>【論点 4】 クレジットリンク債 / シンセティック CDO の取扱い</p>
<p>356．他社株転換社債は、第三者（上場株式又は店頭公開株）の発行する株式に転換する権利を付した社債であり、その典型例は、転換期日又は転換期間に株価が転換価格を上回った場合、社債発行者は社債の額面金額を社債権者に現金で支払い、株価が転換価格を下回った場合、当該第三者の株式を給付する契約内容となっている。したがって、当該社債の発行者が他社株への転換権をもつから、社債権者にとって当該他社株転換権のリスクが社債元本に及ぶ可能性がある。なお、契約により、社債権者にのみ他社株への転換権がある場合、社債発行者にとって当該リスクが社債元本に及ぶ可能性がある。さらに、社債発行者にも社債権者にも他社株への転換権がある場合には、両者にとって当該リスクが社債元本に及ぶ可能性がある。</p>	<p>この項は、現状どおりでよいのではないか。</p>

【論点 1】現物の金融資産の「当初元本」が減少について

実務指針 190 項における「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶこと」について、オーバーパー発行の場合や流通市場で購入した場合も考慮し、以下の（ ）を追加してはどうか。

「利付金融資産又は金融負債の場合、組込デリバティブのリスクにより現物の金融資産の当初元本が減少する可能性（当初投資額が元本を超える場合には、元利金の総合計が当該投資額を下回る可能性）があることをいう。」

(参考) SFAS133 第13項(a)、第61項(a)

金利又は金利指数が基礎数値である組込デリバティブ及び主契約が負債商品と考えられる場合、投資家(保有者)が、当該商品の存続期間にわたる割引前のネット・キャッシュ・インフローにより、その複合商品の当初投資額のほぼ全額(substantially all)を回収できない可能性が契約上ありうること

【論点2】現物の金融負債に及ぶ場合について

実務指針190項における「組込デリバティブのリスクが現物の金融負債に及ぶこと」については、実務上、不都合なこと(したがって、修正すべきこと)があるか。

(参考) SFAS133 第13項(b)

投資家の主契約への当初利率を少なくとも2倍にすること、及び、主契約と同一条件を有しかつ類似の信用度を有する債務者を包含する契約に対する市場利率の少なくとも2倍の利率をもたらす得ること

【論点3】物価連動国債の取扱い

物価連動国債が「其他有価証券」とされている場合、実務指針188項の3要件を満たすため、組込デリバティブを区分して時価評価(実務指針188項)か、物価連動国債全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上する(実務指針194項)こととなる。しかし、金融商品会計意見書という資金の運用・調達の実態を財務諸表に適切に反映させるという観点からは、一体として処理する方が適当である。このため、以下のような適用の仕方(理由付け)により、区分処理を見直さないか。

A案:(前々回資料と同じ)

組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にある場合(実務指針191項)には、「契約上の元本回収又は返済に影響を与えるか否か」について、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性の程度を評価することができるのではないか。



- (1) 物価連動国債における通常の利付国債部分とインフレスワップ(円貨建、固定金利とCPIに基づく変動金利の交換(及びバルーンでの受払))部分の経済的性格及びリスクとは、緊密な関係にあるといえる
- (2) (これまでの実績等を踏まえ)元本が減少する可能性は通常、小さい
このため、区分処理又は時価評価を行う必要はないということは言えないか?

B案:(今回追加)

審議資料（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(組込デリバティブの経済的性格及びリスクが、現物の金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるかどうかに係らず)元利金が保全される高い信用格付けの債券¹であれば、金融商品会計基準の趣旨に照らし²、区分処理又は時価評価する必要がないのではないかと。

	<派生論点 1> 社債とインフレスワップによる物価連動仕組債	<派生論点 2> 他の緊密な関係にある場合の元本が減少する可能性の程度の評価	<派生論点 3> 償却原価法の適用
A 案	A - a 案：区分処理する (物価連動国債と同じ商品以外、元本が減少する可能性が小さいとはいえない) A - b 案：類似の商品性が認められれば 一体処理 (例えば、ダブル A 格以上 + x 年以上)	元利金が保全される高い信用格付けで判断	広い(物価連動国債における取得差額は、金利調整差額によると考えられるため、償却原価法を適用する)
B 案	元利金が保全される高い信用格付けで判断(物価連動国債も含め、格付けになじむか?)	同上	狭い(物価連動国債における取得差額は、単に償還差額であり、償却原価法の対象外)

<派生論点 1> (国以外に)市場から購入した国債とインフレスワップ(ただし、レバレッジのかかっているものは除く。)の組み合わせによる物価連動仕組債をどう考えるか?

- ✓ 国債以外の信用力の高い債券を対象にした場合は?
- ✓ 期間が短い場合は?

<派生論点 2> 利付金融資産・負債に、金利に係るデリバティブが組み込まれている場合、(1)経済的性格及びリスクが緊密な関係にあるといえ、(2)契約上の元本回収に影響を与えるものの、元本が減少する可能性が小さいと考えられる場合は? (【論点 4】参照)

¹ 他の指針等を考慮すれば、例えば、複数の格付機関よりダブル A 格相当以上が考えられる(金融商品 Q&A14、退職給付会計実務指針 59 項参照)。

² 原則として、一体として処理するなかで、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に区分処理するのは、損失が生じるおそれが反映されないことがないように、設けられたものと考えられる。

<派生論点 3> 償却原価法の適用

物価連動国債の償却原価法の適用

ここでは、物価連動国債の利付国債部分とインフレスワップ部分の経済的性格及びリスクが密接な関係にあるとして、両者を区分処理せずに一体処理する場合の会計処理を検討する。

1 償却原価法の適用対象となるか

その他有価証券（債券）は、取得差額が金利調整差額と認められる場合、償却原価法を適用し、取得原価と償却原価との差額を有価証券利息の修正として処理する（金融商品実務指針 70 項、74 項）。物価連動国債における取得差額は、一般的に金利調整差額によると考えられるため、償却原価法を適用することになると考えられるがどうか。

2 利息法（原則法）が適用されるか、定額法（簡便法）の適用が認められるか

利息法を適用するためには、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期の予定が事前に判明していること（つまり、将来キャッシュ・フローが確定していること）が必要であるが、将来キャッシュ・フローを合理的に予測できる場合にはその予測に基づいて利息法を適用することが可能である。また、合理的に予測できる場合でも、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができる。しかし、元本及びクーポン受取額に係る将来キャッシュ・フローの金額とその入金時期の予定について、合理的な予測ができない場合には、定額法によらざるを得ない（金融商品会計に関する Q&A Q24-2）。

物価連動国債は、消費者物価指数（CPI）の変動により想定元本が変動し、元本及びクーポン受取額は確定しないが、元本及びクーポン受取額を合理的に予測できる場合には、その予測に基づいて利息法の適用も可能であると考えられないか。また、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することが認められるのではないか。

3 物価連動国債の償還元本及び受取利息をどのように見積るか

物価連動国債の元本及びクーポン受取額を予測するにあたって、一定の増加率や減少率を想定し見積ることも可能であるが、合理的な予測に基づくことが必要となる。ここで、合理的な予測に基づく例として、期末時点における残存期間が同様の通常の国債の利回りと物価連動国債の予想利回りとの差額に基づいて見積られた想定元本及び償還元本を用いて償却原価法（利息法又は定額法）を行い、同じ手法によって每期想定元本及び償還元本を見直す方法（見積りの変更であるため、当該年度以降の再計算に含める。）も含まれると考えられるがどうか³。

³ 米国においては、債券の投資に対するリターンが可変的な場合でも、期間全体のキャッシュフローを見

なお、物価連動国債の時価は、CPI 以外の金利水準の変化分も含まれ、そのまま償還元本の見積りとして用いることは適当ではない考えられるかどうか。

満期保有目的の債券として計上できるか

できない

(理由)

満期保有目的の債券は、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、償却原価法に基づくことができる(金融商品会計意見書 四 2(2))⁴。このため、額面金額による償還が予定されている(実務指針 68 項)か、償還元本が額面金額以上の一定金額であることが確定(かつ、総受取利息金額がゼロ以上であることが確定)していることを要する。

しかし、物価連動国債は、償還元本(及び総受取利息金額)が確定していないため、満期保有目的の債券として計上できないと考えられる。

【論点 4】クレジットリンク債及びシンセティック CDO の会計処理について

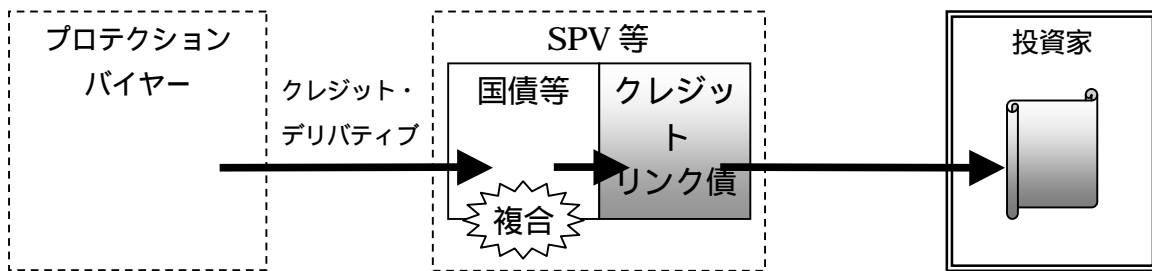
1. 商品の概要

(1) クレジットリンク債

クレジットリンク債は、他社(参照先)のクレジット・デリバティブが組み込まれた債券であり、その信用リスクに連動して債券元本の償還金額が決定される。すなわち、信用事由に該当しなければ、参照先からの元利金支払に基づき元利金支払が実施される。しかし、参照先からの元利金支払が停止し信用事由に該当した場合には、当該債券は期前償還され、参照債券(又は参照債券の市場価格から当該債券組成に関するスワップ解約コスト等を控除した金額)で償還される。

積り、当初投資額の差額について利息法による償却原価法を行うこととしている(ETTF 96-12 EITF DISCUSSION 2参照)。そして、インフレーション債についても、その適用範囲に含めている。なお、期間全体のキャッシュフローを見積りが変化した場合には、変更前の当該期首における償却原価と変更後の期末の差額(これに当期の現金受取額を加えた額)を当期の損益とする。

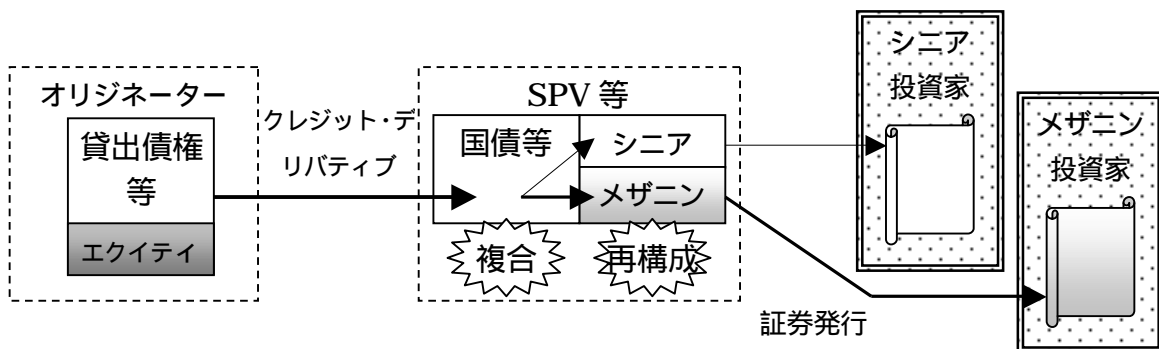
⁴実務上は、変動利付債も満期保有目的の債券となることができる(実務指針272項)が、満期保有目的の債券が償却原価法に基づくことができるのは、本来、キャッシュフローが固定されているときに、その成果が期間配分によって把握されるものであり、したがって、価格変動のリスクがあっても、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないものが対象となったと考えられる。



(2) シンセティック CDO

CDO (Collateralized Debt Obligation) には、債券の発行体 (SPV) が実際に裏付資産を有して証券化する現物 (キャッシュ型) と、事業法人・ソブリン・証券化商品などを参照するクレジット・デリバティブ契約を介して、当該参照プールの信用リスクの証券化を行うシンセティック型がある。

CDO の発行に際しては、通常、信用補完措置として優先劣後構造がとられ、CDO の目標格付けに応じた劣後トランシェが設定される。シンセティック CDO の場合、SPC が発行した CDO の発行代わり金は、高格付けの債券 (シニア債) 等に投資され、通常の場合であれば投資家への元本償還原資へと充当されるが、裏付けとなっている参照プールに当初想定された以上のクレジットイベントが発生した場合には損失の填補に用いられる。このように、シンセティック CDO の信用力を検討する場合には、a)参照プールの信用力、b)信用補完措置、c)クレジット・デリバティブのカウンターパーティの信用力、d)信用力悪化時のスキーム上の手当、e)投資される担保債券自体の信用力について、それぞれ評価が行われることとなる。



2. 問題の所在

クレジット・デリバティブが組み込まれても優先・劣後構造によるトランシング (再構成) が行われないクレジットリンク債は、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性があるとして区分処理する必要があるとされている (金融商品実務指針第 191 項(1)、金融商品 Q&A61 参照)。⁵

⁵ また、海外の基準では、主契約と組込デリバティブの経済的性格及びリスクが明確かつ密接に関連していない場合に区分処理する必要があり、発行体の負債証券の利率と発行体自らの信用リスクとは明確かつ密接に関連しているとされている (FAS133第61(c)項、第190項の例24) が、発行体以外の信用リスクとは

一方、シンセティック CDO については、現行の会計基準の適用、具体的には金融商品会計に関する実務指針第 188 項の 3 要件を満たすかどうかについて必ずしも明確でないとの指摘がある。

組込デリバティブのリスクにより現物の利付金融資産の当初元本が減少する可能性があるかどうか。特に一定のシニア債にまで、当初元本が減少する可能性があると考えるかどうか。

シンセティック CDO は、クレジット・デリバティブを介して、当該参照プールの信用リスクの証券化を行う CDO であるが、優先・劣後構造によるトランシング（再構築）が行われることにより、組込クレジット・デリバティブと証券の元利金の支払いとは直接対応していない。このようなシンセティック CDO に組み込まれたデリバティブはデリバティブの特徴を満たすかどうか。（このデリバティブの特徴を満たさない場合は、複合金融商品に該当しない。）

その他有価証券の場合、シンセティック CDO の時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されない。

仮に上記 3 要件を満たす場合、組込デリバティブは区分して時価評価し評価差額を当期の損益として処理する（金融商品実務指針第 188 項）か、シンセティック CDO の時価は測定できるが、組込デリバティブを合理的に区別して測定することができない場合には、シンセティック CDO 全体を時価評価し評価差額を当期の損益に計上する（金融商品実務指針第 194 項）

なお、優先・劣後構造によるトランシング（再構成）が行われることにより、組み込まれたクレジット・デリバティブと証券の元利金の支払いとは直接対応していないため、組込デリバティブを合理的に区別して測定することは難しいとの意見がある⁶。

3. 対応案

< A 案に基づく考え方を前提とした場合 >

案 1：シンセティック CDO は、クレジットリンク債と同様に、現物の金融資産にリスクが及び可能性がある複合金融商品であると考えられる。

案 1-1：（現状、クレジットリンク債が該当するため）明示はしない。

案 1-2：改めて、明示する。

（理由）発行体以外の信用リスクは、現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるとは言えない。

案 2：（物価連動国債と同様に、元本及び金利の回収可能性が高い場合には）クレジットリンク債も含め、現物の金融資産にリスクが及び可能性がある複合金融商品とはしない。

明確かつ密接に関連していないとされている（IAS39第AG30(h)項）。

⁶ 証券化市場フォーラム（事務局・日本銀行金融市場局）報告書（2004年4月22日公表）【補論5】「シンセティック CDO の会計処理を巡る論点」参照

審議資料（２）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

（理由）債券である以上、発行体以外の信用リスクであっても、現物の金融資産の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあると言えないか。「緊密な関係にある」と言えれば、元利金が保全される高い信用格付けの債券⁷であれば、金融商品会計基準の趣旨に照らし⁸、区分処理又は時価評価する必要がないのではないか。

担保資産	商品性 ⁹	キャッシュ型	シンセティック型	デット系のシンセティック型の処理	
				A案	B案
信用	デット	CDO	クレジットリンク債 シンセティック CDO	(*1)	(*3)
	エクイティ	投信（社債投信）	投信		
株式	デット	株式担保債券	エクイティ・リンク債	(*2)	(*3)
	エクイティ	投信	投信		
不動産	デット	ABS、MBS	不動産指数デリバティブ リンク債	(*2)	(*3)
	エクイティ	REIT	投信		
為替	デット	外債リパッケージ債	為替リンク債	(*2)	(*3)
	エクイティ	投信（ソブリンファンド）	投信 商品ファンド		

契約上、組込デリバティブのリスクが元本に及ぶ可能性がある場合

- (*1) 案1：区分処理、案2：元利金が保全される高い信用格付けがあれば一体処理
- (*2) （緊密な関係になく）区分処理
- (*3) 元利金が保全される高い信用格付けがあれば一体処理

（参考）

考え方：（物価連動国債とは別に、）クレジットリンク債も含め、現物の金融資産にリスクが及

⁷ 他の指針等を考慮すれば、例えば、複数の格付機関よりダブルA格相当以上が考えられる（金融商品Q&A14、退職給付会計実務指針59項参照）。

⁸ 原則として、一体として処理するなかで、現物の金融資産又は金融負債にリスクが及ぶ可能性がある場合に区分処理するのは、損失が生じるおそれが反映されないことがないように、設けられたものと考えられる。

⁹ 国際的な基準では、（決められた期限がなく）ある企業の残余持分に係る主契約はエクイティ、それ以外はデットとしている（FAS133 60I項、IAS39 AG27I項）。

審議資料（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

ぶ可能性がある複合金融商品とはしない。

(理由) キャッシュ型の CDO は区分処理又は時価評価しないため、出来上がりが同じものを、複合金融商品として取り扱う必要はないのではないかと(案 2 と同じ方向性であるが理由が異なる。ただし、この理由付けであると、デット系のシンセティック型はすべて同じことが言えてしまい、区分処理又は時価評価しない範囲が相当広がってしまうのではないかと。)

考え方 : (物価連動国債やクレジットリンク債とは別に、) シンセティック CDO は現物の金融資産にリスクが及び可能性がある複合金融商品とはしない。

(理由) シンセティック CDO は優先・劣後構造によるトランシング(再構築)が行われることにより、組み込まれたクレジット・デリバティブと証券の元利金の支払いとは直接対応していないため、(デリバティブの特徴を満たさず?) 複合金融商品として取り扱う必要はないのではないかと。(ただし、この理由付けであると、a) シニア債以外も一体処理を認めることになること、b) デット系のシンセティック型はすべて同じことが言えてしまい、区分処理又は時価評価しない範囲が相当広がってしまうのではないかと。)